

1月の安全運転のポイント 平成19年1月号

あけましておめでとうございます。

ここ数年交通事故は減少傾向にあるとはいっても、飲酒運転による悲惨な事故など、相変わらず重大事故が多発しており、決して安心できる状況ではありません。今年も心を引き締めて安全運転をお願いします。

ところで、皆さんは運転する前に車の点検を行ったことがありますか。最近車の性能が向上し、故障が発生することも少ないことから、あまり点検をしないという人も多いのではないのでしょうか。しかし、油断は禁物です。人と車が万全の状態にあることが安全運転の大前提であり、不可欠の条件となりますから、決して点検を軽視することはできません。

法律（道路運送車両法第47条の2）では、事業用自動車や自家用貨物自動車等については、1日1回、運行開始前に車の点検をすることが義務づけられていますが、自家用乗用車の場合は、走行距離や運行時の状態から判断した適切な時期に実施すればよいことになっています。こうした点検を「日常点検」といいますが、安全確保のためには、自家用乗用車であっても毎回実施するのが望ましいのでしょうか。ただ、なかなかそこまでできないという場合は、まさに新年は点検を実施すべき適切な時期だといえます。

1年の始まりに際ししっかりと車の点検を行い、万全の状態での運転を開始することが無事故で1年間を過ごす第一歩です。そこで今回は、日常点検の内容について紹介します。



日常点検の点検箇所と点検内容

日常点検の点検箇所と点検内容については、自動車点検基準に定められていますが、点検する際は、次のような順序で行うと効率的に実施できます。

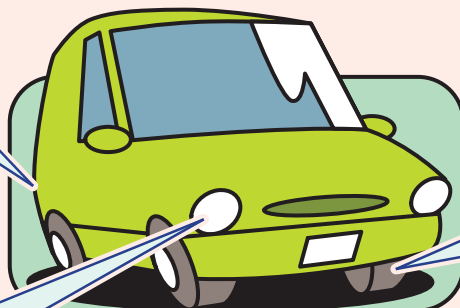
- 外回りでの点検
- エンジンルームでの点検
- 運転席での点検
- 走行させての点検



1 外回りでの点検

- 後退灯や尾灯等の灯火類
- ・点灯具合や点滅具合が不良でないか
 - ・汚れや損傷がないか

- 前照灯や方向指示器等の灯火類
- ・点灯具合や点滅具合が不良でないか
 - ・汚れや損傷がないか



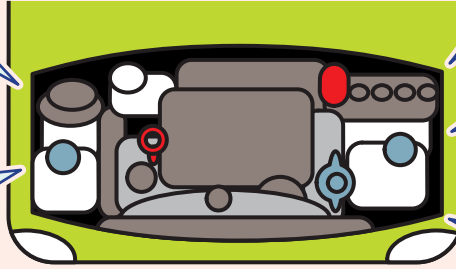
- タイヤ
- ・空気圧は適当か
 - ・亀裂や損傷がないか
 - ・異常な磨耗がないか
 - ・くぎ、石、その他の異物が刺さったり、かみこんだりしていないか
 - ・溝の深さが十分であるか(スリップ・サインが出ていないか)

2 エンジンルームでの点検

ブレーキの液量
・リザーバタンク内の液量が規定の範囲内にあるか

冷却水の量
・ラジエータ内の冷却水が規定の範囲内にあるか

* 規定の範囲内は、通常「FULL」と「LOW」や、「MAX」と「MIN」等で表示されています。



ウィンド・ウォッシャ液
・タンク内の液量が適当か

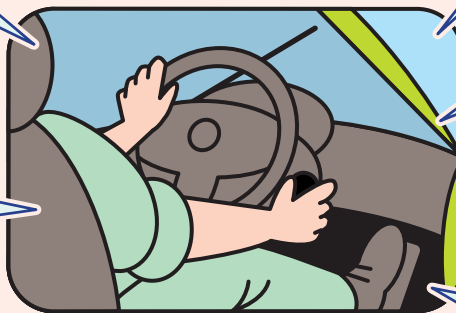
エンジン・オイルの量
・オイルレベルゲージで示された範囲内にあるか

ファンベルト
・ベルトの中央部を押し、ベルトが少したわむ程度であるか、損傷がないか

3 運転席での点検

ワイパー
・払拭状態は良好か

駐車ブレーキ
・レバーの引きしろが適当か（レバーをいっぱい引いたとき、引きしろが多すぎたり、少なすぎたりしないか）



ウィンド・ウォッシャ液
・噴射状態が良好か

エンジン
・かかり具合が良好か
・異音がないか

ブレーキ・ペダル
・踏みしろが適当か（ペダルをいっぱい踏み込んだとき、床板とのすき間や踏みごたえが適当であるか）

4 走行させての点検

・低速および加速の状態が適当か
・ブレーキの効きは適当か

携行品のチェック

スペアタイヤ、ジャッキ
（備付の場所を確認しておくとともに、スペアタイヤは空気圧等をチェックしておきます）
停止表示器材、非常信号用具、タイヤチェーン、ブースターケーブル、ロープ等
（使用方法をよく理解しておきます）

飲酒運転を追放しよう

1月には新年会などでお酒を飲む機会の多い時期ですが、次の事項を必ず遵守してください。

- ・お酒を飲んだときは、たとえ少量であろうと、絶対に車を運転しない。
- ・運転する予定のある人にお酒を勧めたり、飲酒運転の車に同乗することも絶対にしない。
- ・お酒を飲んで運転しようとする人がいたら、必ず制止する。
- ・自動車で飲食店に来て飲酒をする場合、飲まない人を決めて、その人は酒を飲まずに他の人を自宅に送るようにする。（これを「ハンドルキーパー運動」といいます。）

「ご相談・お申込先」

《皆様の安心と安全のブレイントラスト（専門顧問グループ）》

株式会社ヤシロエージェンシーリミテッド 担当：八城一浩

〒107-0052 東京都港区赤坂3-1-2 TEL:03-3582-4511